

気づきのチェックポイント

- いつもより口数が少ない、イライラや落ち着かない様子。
 - ・被害にあっていることを隠したり、悩んだりしている可能性があります。
- スマートフォンを見て慌てていたり、そわそわしている。あるいは、スマートフォンを手放さない。
 - ・クリックしたら突然高額な請求画面になった(ワンクリック請求)、SNSで知り合った異性と仲良くなり、高額な商品や不要な商品を買わされた(デート商法)などスマートフォンを介した被害にあっている可能性があります。
- 部屋に高額な請求書や領収書がある。慌ててお金を稼ごうとする。
 - ・オンラインゲームのアイテム購入でお金を使いすぎたり、出会い系サイトへ誘導され繰り返しポイント購入させられたりしている可能性があります。
 - ・借金や料金の滞納をしている可能性もあります。
- 宅配便や郵便物が頻繁に届き、見慣れない段ボールや新しい商品が、部屋にたくさんある。
 - ・「お試し価格」で1回だけ購入したつもりが、継続した契約だった可能性があります。また、訪問販売や電話による勧誘などで、不要なものを次々購入してしまった可能性もあります。
- 羽振りのいい話が増えた。あるいは、見慣れない人がよく出入りしていたり、外出が増えた。
 - ・友人を紹介して物品等を購入してもらうと手数料がもらえるという連鎖販売取引(マルチ商法)に誘われていたり、デート商法に巻き込まれている可能性があります。
 - ・仲間意識を利用して勧誘されている可能性もあります。



障害者の消費者トラブル

『気づき!』と『見守り!』

ご家族や支援にかかわる方たちのチェックポイント

オンラインゲーム※1でお金を使いすぎて困ったことになることも

こんな被害(デート商法)や



困ったときの相談は...

- 物を買ったり、誘われたりして困ったとき
 - ◆消費者ホットライン **局番なし 188 (いやや)**
 - ・お近くの消費生活相談窓口につながります
- 生活する中での不安や悩みがあるとき
 - ◆障害者ほっとライン **TEL.078-230-9545**
 - ・受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日、年末年始は休み) FAX.078-230-9553
- 弁護士に相談したいとき
 - ◆高齢者・障害者のための **TEL.078-362-0074**
弁護士電話法律相談
 - FAX.078-362-0084
 - ・受付時間 毎週火・木曜日 13:00~16:00

インターネットをきっかけとした被害が増えています。
ご注意ください。



発行:兵庫県立消費生活総合センター
兵庫県神戸市中央区港島中町4-2

※1:インターネットなどの通信回線を利用して複数人で遊ぶゲームのこと

トラブル例 1 オンラインゲーム



事例

普段からオンラインゲームが好き。熱中してくると気分が高揚してきて有料のアイテム購入を繰り返してしまう。携帯電話料金と合算して払うようにしているが、16万円の請求のうち約14万円がゲームのアイテム購入によるもの。分割払いを申し出たができないと言われて困っている。(40歳代、女性)

解説

- ゲーム上で知り合った人とのトラブルも起きています。個人情報の公開には十分注意しましょう。
- スマホのゲームには、ダウンロードは無料でもゲーム内で支払いが発生するものがあります。
- ゲームを有利に進めるためのアイテムを、安いと思って、つい次々と購入してしまい、請求額を見て初めて高額になっていたことに気づくことがあります。
- 現金での支払いとは違い、お金を使った感覚がなくなりがちです。

トラブル例 2 出会い系サイト



事例

スマホに知らない人からメールが届き、「間違いでは?」と返信した。相手から「このまま連絡を取りませんか」と誘われ、やりとりが始まった。ある日、指示どおりにURL※2をタップしてからは、「ポイント購入しないと連絡が取れなくなる」、「私は50万円入金した」などと連絡が来て、ポイントを買いつけた。貯金がなくなり兄に借金を頼んだら、だまされていると言われた。(30歳代、男性)

解説

- 相手の好意や興味を利用して、有料の出会い系サイトだと気づかせずにやりとりを続け、次々とポイントを買わせる手口も多いです。
- 婚活や占いサイトなどから関連サイトを装って出会い系サイトに誘導する手口もあります。
- 有害サイトにアクセスできないよう、スマホの設定画面から設定することも有効です。
- 普段から交友関係について話を聞きましょう。

※2: インターネット上のページの場所を知らせる住所のこと

トラブル例 3 デート商法



事例

息子が、無料通信アプリで知り合った女性と直接会い、その日に事務所に連れて行かれて宝石の契約をしたようだ。キャッシングの仕方を教えられ、50万円を引き出して女性にそのまま手渡したようだ。契約書の控えはあるが、商品はまだ受け取っていない。(20歳代、男性)

解説

- 「デート商法」は、SNS※3などの出会いの場を利用して、販売目的を隠して近づき好意を抱かせ、言葉巧みに勧誘して商品やサービスを購入させる販売方法です。
- 友だちと遊ぶつもりが、お店や事務所などに連れて行かれたり、商品購入のためにキャッシングするよう迫られたりします。
- 優しい言葉は、誘い出すための口実の場合も。絶対に出向かないことが大切です。
- 帰宅後、普段と違った様子がないか、気をつけて見ておきましょう。

※3: ソーシャルネットワークサービスの略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用サービスの総称

トラブル例 4 お試し購入



事例

ネットゲームの広告で「お試し200円、初回で解約できる」というのを見て健康食品を注文したら、2回目も届き高額な請求をされた。電話で返品を申し出たが4回継続が条件と言われ、解約できなかった。あとでホームページの申込画面や確認画面などを確認したら、定期購入であることが書かれていた。(50歳代、女性)

解説

- 広告は、興味を引く内容を強調して表示していることが多く、詳しい内容を見ずに注文した可能性があります。
- 受け取った後であれば、商品を開封せず、すぐに消費者ホットライン等に相談しましょう。
- 通信販売にあたるためクーリング・オフ(無条件解約)はできません。「お試し」等と書かれた広告は特に他の条件がないか確認しましょう。
- 荷物が届いて慌てていたり、振込通知書が複数あったりしたら、声をかけてみましょう。